

新上五島町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

新上五島町

1 促進計画の区域

農業振興地域内

2 促進計画の目標

(1) 現況

新上五島町は、長崎県五島列島の北部に位置し、地形は全般に細長く、急峻な山々が連なり、自然の美しさと荒々しさをあわせもっている。

一方、農地は農業生産にとって基礎的な資源であり、農業生産活動により土地の保全、水源のかん養、自然環境の保全及び景観形成が図られるため、その確保・保全に努めることが重要となっている。

本地域は、地形的な制約が厳しく大部分が中山間にあり、まとまりのある農地の確保が厳しい。また、担い手の不足、高齢化及び有害鳥獣被害などにより耕作放棄地が増加するなど多くの課題に直面している。

このため、近年の消費者のニーズの多様化や環境に対する意識の高まりに対応した安全・安心で付加価値の高い農産物を生産し、小面積でも可能な地域の特性にあった持続可能な営農体制を確立することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮したかんしょ等の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、農地の多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	町内全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
②	町内全域	法第3条第3項第2号に掲げる事業
③	町内全域	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

農業者団体等による各種の取組の効果的な促進を図るためには、地域毎の多様な特質を踏まえ、農業者団体等に対し、地域環境や営農の状況、取組の実態等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が適切に行われることが必要である。

このため、県は基本方針において、多様な主体が参画し、農業者団体等に対し、これまでの多面的機能支払等における支援の知見や推進体制の活用等による、地域の実情を踏まえた支援を行う推進体制を整備することとしており、新上五島町においてもこれに参画し、農業者団体等に対する推進体制の活用を図る。